

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後			改正前		
(局及び課並びに内部組織の設置)			(局及び課並びに内部組織の設置)		
第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。			第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。		
部局等	局及び課	内部組織	部局等	局及び課	内部組織
略			略		
企画部	略		企画部	略	
	次世代改革室			とっとりイメージ創出室	
	広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化・催事調整担当		広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当
	協働連携推進課	政策連携担当 協働担当		地域自立戦略課	自立企画担当 協働担当 中山間地域振興担当
	分権自治推進課	分権自治担当 財政担当 選挙担当 地域振興担当			分権自治推進室 財政担当 分権自治担当 選挙担当
略			略		

商工労働部	経済政策課	略	
		企画調査室	経済政策調査企画担当 経済・雇用振興キャビネット担当
	産業開発課	産業振興担当 知的財産担当	
		略	
	産業振興戦略総室	産業立地政策チーム	
企業誘致推進チーム			
新事業開拓チーム			
雇用・人材確保チーム			
労働雇用課	労政福祉係 職業能力開発係 雇用就業支援係		
	障害者就業支援室		
略			

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

(1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること(次世代改革室の所掌に属するものを除く。)

(2)及び(3) 略

(4) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること(次世代改革室の所掌に属するものを除く。)

(5)~(7) 略

次世代改革室

(1) 次世代改革の推進に係る総合調整に関すること。

(2) 将来ビジョンの策定に関すること。

商工労働部	経済政策課	略	
		企画推進室	
	産業開発課	経営革新支援担当 国際通商担当 知的財産担当	
		略	
	企業立地課	企業誘致担当 ワンストップサービス担当 産業立地政策担当	
労働雇用課		労政福祉係 職業能力開発係	
		雇用政策室	
		障害者就業支援室	
略			

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

(1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。

(2)及び(3) 略

(4) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

(5)~(7) 略

とっとりイメージ創出室

(1) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) 催事に係る総合調整に関すること。

広報課

- (1)～(3) 略
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 催事に係る総合調整に関すること。

協働連携推進課

- (1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。
- (2) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。

分権自治推進課

- (1) 市町村の地方分権の推進に関すること。
- (2) 市町村の行財政に関すること。
- (3) 選挙に関すること。
- (4) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (5) 県外からの定住促進等地域振興に関すること。

青少年・文教課～統計課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

- (1)～(9) 略
- (10) 経済・雇用振興キャビネットに関すること。
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

産業開発課

- (1) 略
- (2) 略

広報課

- (1)～(3) 略

地域自立戦略課

- (1) 地域の自立の推進に関すること。
- (2) 鳥取ルネッサンスの推進に関すること。
- (3) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 特定非営利活動法人に関すること。
- (5) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (6) 市町村の行財政に関すること。
- (7) 市町村の地方分権の推進に関すること。

青少年・文教課～統計課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

- (1)～(9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

産業開発課

- (1) 略
- (2) 企業の育成に関すること。
- (3) 略

(3) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金融機関及び官庁の連携に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 竹内工業団地及び崎津工業団地に係る企業立地の推進に関すること。

産業振興戦略総室

(1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関すること。

(2) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(3) 物流施策に関すること。

(4) 企業立地の推進に関すること（産業開発課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 企業の新事業開拓支援に関すること。

(6) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関すること。

(7) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。

労働雇用課

(1)～(5) 略

(6) 雇用・就業対策に関すること（産業振興戦略総室の所掌に属するものを除く。）。

(7) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県個人情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同	分権自治推進課

(4) 共同して研究等を行う大学等、民間及び官庁の連携に関すること。

(5) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(6) 略

(7) 略

企業立地課

(1) 企業立地の推進に関すること。

(2) 農村地域への工業等の導入の促進に関すること。

(3) 低開発地域の振興に関すること。

労働雇用課

(1)～(5) 略

(6) 雇用対策に関すること。

(7) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県個人情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同	地域自立戦略課

法第30条の5第1項の規定 による通知に係る本人確認 情報の保護に関する事項に ついての調査審議並びにこ れらの事項についての知事 に対する建議に関する事務	法第30条の5第1項の規定 による通知に係る本人確認 情報の保護に関する事項に ついての調査審議並びにこ れらの事項についての知事 に対する建議に関する事務
略	略

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部県民室及び企画部分 <u>権自治推進課</u> において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部県民室及び企画部地 <u>域自立戦略課</u> において処理する。

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。